

平成27年度 農業委員会事務局 方針書

農業委員会事務局長 高橋 宣之

1. 農業委員会事務局の使命（役割）

農地について、法令に基づいた許認可業務を適正に行い、「優良農地の確保と有効利用」「担い手の確保・育成」に取り組む。農業者の公的な代表機関として、農家の声を農政活動に反映させ、農家の所得向上を図り農業の発展をめざす。

2. 平成27年度における課題（前年度の振り返りから）

- ・農業委員会活動の取組みの強化と、情報発信力を高める必要がある。
- ・農地中間管理機構の普及と制度を活用した担い手への農地集積を推進する。
- ・遊休農地の解消に努め、発生防止のため活動強化が必要である。

3. 平成27年度の『スローガン』

優良農地を守り、農地の集積を図って担い手を育成しよう

4. 年度目標となる方針（目標）

- ・農業委員会活動の取組みを強化する
- ・農業者・新規就農者への情報提供活動
- ・担い手への利用集積を推進する
- ・遊休農地対策の活動を強化する

5. 重点取組項目

(1)	項目	農業委員会活動の取組み強化
	取組内容	・年間活動計画及び活動実績の公表 ・農業委員会総会を公開し、詳細な議事録を公表 ・農業者・新規就農者への情報提供活動
(2)	項目	農地の利用集積を推進する
	取組内容	・農地中間管理機構の普及を図る ・農地の利用集積の仲介に取り組み、担い手農家の経営拡大を支援する ・新たな担い手農業者の育成を図る
(3)	項目	農地を守り有効活用を図る
	取組内容	・農地パトロールを実施し、農地の有効活用を図る ・農地利用状況調査を実施し、遊休農地拡大を防止する ・遊休農地の所有者の意向調査を実施し、中間管理機構等への活用を促す ・農地基本台帳の法定化に向けて、農地関連情報の精度を高める

6. 方針に対する年度上期（4月～9月）の取組みの状況【現状】

- ・農業委員会選挙により、新たに選任された新人11名について秋田県農業会議から講師を招いて研修会を実施した。
- ・農地法、農地中間管理事業、利用権設定、基盤強化法、農振法、農業者年金などについて、それぞれが講師となって事務局職員の事務調整会議を実施した。
- ・青年就農者、認定農家の掘り起こしなどの審査活動を通じ担い手確保の推進を図った。
- ・農地パトロール、農地利用状況調査を実施し、法令に基づく農地調査（無断転用防止・遊休農地）を実施した。

7. 年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組みの方針【ギャップと対策】

- ・上期に引き続き、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を図り、担い手の確保を推進していく。
- ・10月に実施予定の農地パトロールの実施後、農政推進委員会で農地利用状況調査の検討を行いながら、遊休農地解消に向けた農地所有者との意向調査を実施し、改善に向けた取り組みを行う。
- ・第10回目の食育見聞録図画作文コンクールに際し、市内小学校を巡回して作品募集を実施。

8. 総括 取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】

- ・遊休農地対策では、農地パトロールと農地利用状況調査を行い、遊休農地と判断された農家へは農地法第32条に基づく利用意向調査を実施し、意向確認や解消に向けた指導を実施。今後も引き続き荒廃農地解消に向けた取り組みを強化指導していく。
- ・農地中間管理事業の相談窓口を横手市農業再生協議会が受託しており、各地域局農業委員会担当・農協と連携した取り組みを継続実施し、農業法人や担い手への利用集積に努める。また、中山間地域での適地適作など農地の保全・有効利用を図るよう指導して行くことも求められている。
- ・農業委員活動記録の徹底を図り、農業委員会法改正による農地利用最適化推進の活動を見据えた取り組みを指導していく必要がある。また、山間部などで、すでに森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能である場合は、非農地申請を指導するなど、農地台帳からの除外を視野に指導することで、固定資産税の軽減も図られるなど農地の適正管理を進める。
- ・食育教育事業（体験学習や食育見聞録作品コンクール）を教育委員会と連携し、継続して実施していく。